

# 第 1 章 計画の策定にあたって

---

- 1 計画の趣旨
- 2 地域福祉とは
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画期間
- 5 計画策定の体制
- 6 第2期計画の取り組みと今後の課題

---

## 1 計画の趣旨

少子高齢化や核家族化等の進展により生活形態や価値観が複雑多様化する中で、身近な生活課題に対する家族や近所同士での助け合い、地域のつながりが希薄になっています。

このため地域では、高齢者や障がい者などの支援を要する人々だけでなく、青少年や中年層においても生活不安とストレスを抱える人が増え、子育て家庭の孤立、引きこもりや児童虐待の増加など新しい社会問題も発生しています。

市民の福祉に関するニーズが多種多様なものとなる中で、従来の公的なサービスのみでは対応できなくなってきており、市民による支え合い・助け合いと公的なサービスの充実を両輪とした地域福祉のさらなる向上が必要となっています。一方で、サービスの提供のあり方についても、より身近な地域でより柔軟なサービスとすることが求められています。

このような背景から、市民が地域で共に支え合う仕組みを整えるとともに、地域における福祉に関する活動等を積極的に推進するため、これまでも「国東市地域福祉計画」(平成20年度～24年度)や「第2期国東市地域福祉計画」(平成25年度～平成29年度)を策定し様々な施策を展開してきたところです。

平成29年6月、今や我が国全体で抱えるべき問題となった少子高齢・人口減少を背景に、複合化する生活課題を抱える人や世帯に対する支援、「制度の狭間」の問題など、既存の制度では解決が困難な課題に対応するため、社会福祉法<sup>※</sup>が改正されました。改正社会福祉法では、市町村における地域福祉計画の策定が努力義務となるとともに、地域共生社会<sup>※</sup>の実現に向け地域住民による支え合いと公的サービスが連動した包括的な支援体制の整備に関する規定などが新たに設けられました。

地域共生社会の実現にあたっては、家庭や地域住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア団体、NPO等、地域に関わるさまざまな担い手と行政とが連携し、地域における生活課題を解決する取り組みを進めていく必要があります。

本計画は「第2期国東市地域福祉計画」が平成29年度に終了するにあたり、社会状況の変化や地域ニーズの多様化、法改正等に対応するために必要な見直しを行い、「第3期国東市地域福祉計画」として策定するものです。

※社会福祉法：わが国における福祉サービスの基礎をなす法律。社会福祉の目的や理念、原則などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人など、社会福祉の基礎構造に関する規定とともに、市町村地域福祉計画などの作成やその他の地域福祉の推進を図るための規定が定められている。

※地域共生社会：制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手・受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のこと。

## 2 地域福祉とは

私たちが共に暮らすこの地域は、急速な少子高齢化と人口減少の状況下にあります。その中で展開されている「福祉」には、介護保険サービス、子育て支援や子どもたちの健全育成、障がいのある人への支援といった実にさまざまな側面があります。それらサービスの提供や支援については、社会福祉制度に基づく行政サービスの一環として実施されるものに加え、地域ボランティアや福祉サービス事業者などが、その大きな担い手として活躍しています。

私たちは、生きている限り、年をとることは誰もが避けられないことであり、また、子育てや事故、病気で手助けを必要とする場合も多々あります。このように考えると、「福祉」はある特別な人たちを対象としたものではなく、生活のさまざまな場面で誰もが「福祉」に関わって生きていると言えます。

今後、少子高齢化のさらなる進展や近所づきあいの減少、景気の伸び悩みなどが私たちの暮らしに大きな影響を与え、さまざまな課題がさらに増えていくことが予想されます。こうした課題に対し、地域住民や地域ボランティア、福祉サービス事業者などの福祉活動に関わる人たち、そして行政機関などがそれぞれの役割や特性を活かしつつ、地域で暮らす人々が共に支え合い、助け合いながら、よりよい方策を見出していく考え方を「地域福祉」と言います。

### 【地域の役割】

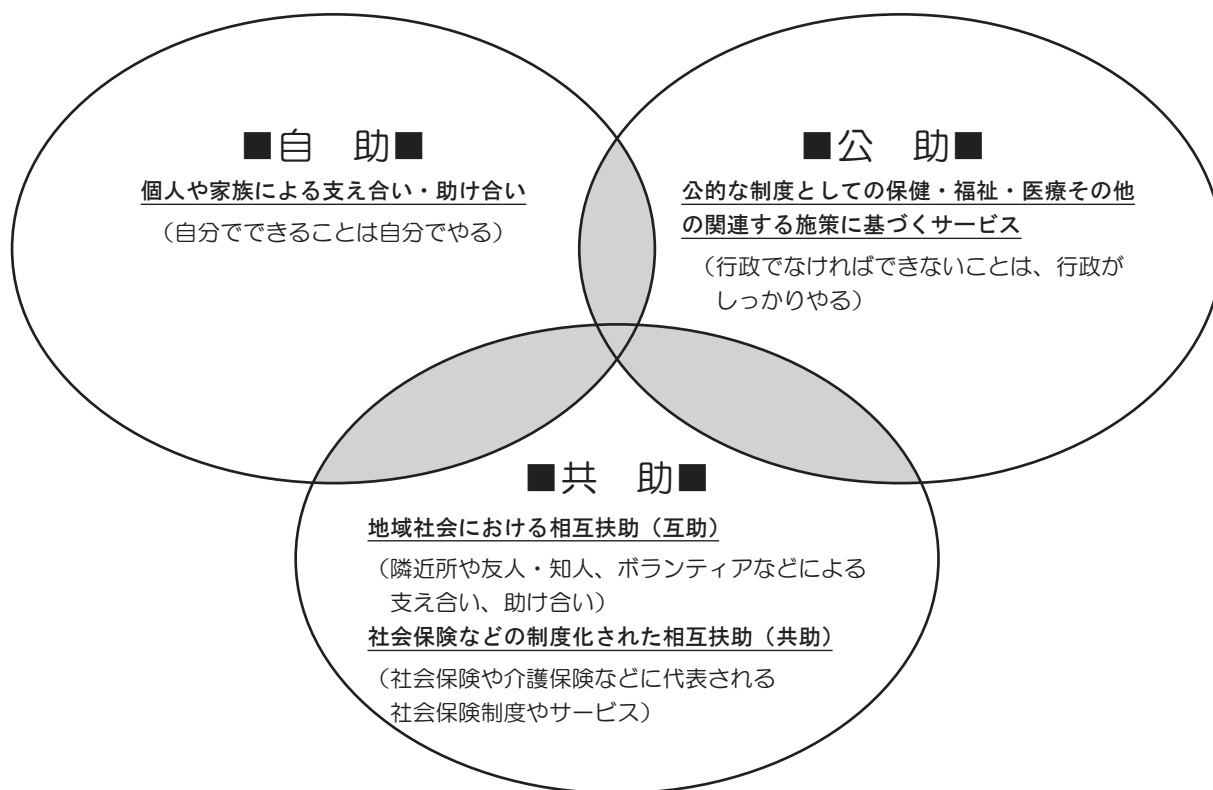
地域課題の解決にあたっては、地域ごとに内容がさまざまであり、地域の実情に応じた多様な対応が必要です。また、日常生活に密着したものであり、きめ細かな個別の対応が必要です。全市的に統一した公的な福祉サービスのみならず、各地域において、市民が行政との協働・役割分担のもとで主体的に課題の解決に取り組み、「地域の助け合いによる福祉」で対応することが効果的であり、今後は地域でできることは地域でという考えが加速していくものと考えられています。

### <地域福祉の向上に向けた3つの助け>

じじよ 自 助	個人や家族による支え合い・助け合い (自分でできることは自分でやる)
きょうじよ 共 助	地域社会における相互扶助(互助) (隣近所や友人・知人、ボランティアなどによる支え合い、助け合い)  社会保険などの制度化された相互扶助(共助) (社会保険や介護保険などに代表される社会保険制度やサービス)  ※本計画では、互助・共助を併せて広義の「共助」として位置づけます。
こうじよ 公 助	公的な制度としての保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づくサービス提供 (行政でなければできないことは、行政がしっかりやる)

---

<「自助」「共助」「公助」のイメージ>



### 3 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。

本市では、第2次国東市総合計画に基づき各種施策を総合的かつ計画的に展開してきました。

このうち、保健福祉施策の推進にあたっては、保健福祉関係個別計画を策定し、積極的な推進を図っています。これらの個別計画は、法律や制度に基づき策定されるもので、実態調査やニーズ調査等を踏まえ、対象者ごとに捉えたものです。

一方、地域福祉計画は、「地域」という広い視点から生活課題の解消に向けて、各種個別計画と調和を保ちながら、地域住民主体のまちづくりや幅広い地域住民の参加を基本として、市民の生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目標とします。

### 4 計画期間

本計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

また、社会状況の変化や関連計画との調和を保つため、必要に応じて見直しを行うものとしてします。

## 改正社会福祉法より抜粋（平成30年4月1日施行）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるものとし、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

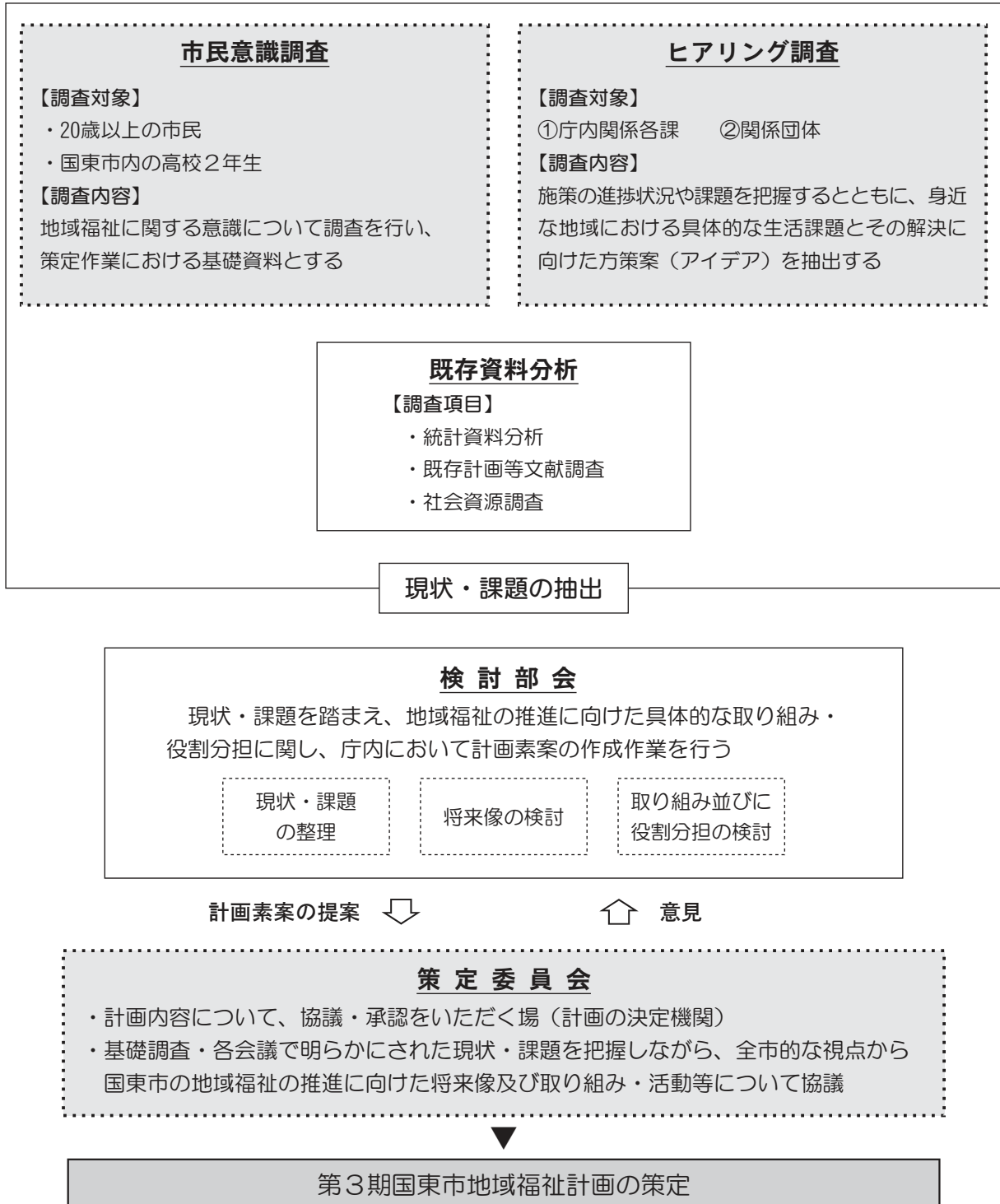
保健福祉関係個別計画

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
西暦	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
第1次国東市総合計画					第2次国東市総合計画								
国東市地域福祉計画			第2期国東市地域福祉計画				第3期国東市地域福祉計画						
第4期介護 保険事業計画 及び老人保健 福祉計画		第5期介護保険事業計画 及び老人保健福祉計画			第6期介護保険事業計画 及び老人保健福祉計画			第7期介護保険事業計画 及び老人保健福祉計画					
次世代育成支援行動計画（後期計画）						子ども・子育て支援事業計画							
第1期国東市障がい者基本計画				第2期国東市障がい者基本計画									
第2期 国東市障がい 福祉計画		第3期 国東市障がい 福祉計画			第4期 国東市障がい 福祉計画			第5期 国東市障がい 福祉計画					
									第1期 国東市障がい児 福祉計画				
国東市健康づくり計画 （平成20年度～）									第2次国東市健康づくり計画 （～平成35年度まで）				
地域福祉活動計画 （社会福祉協議会）						第2期地域福祉活動計画 （社会福祉協議会）							



## 5 計画策定の体制

計画策定にあたっては、検討部会を組織して内容の協議を進めました。



※ ..... は、住民参加による策定プロセスを示す



## 6 第2期計画の取り組みと今後の課題

平成25年3月に策定した第2期国東市地域福祉計画では、基本理念の実現に向けて「人の和が 地域の輪となる 福祉の里づくり」をキャッチフレーズに掲げ、3つの基本目標と10の施策の柱を設定しました。その設定に沿って、地域福祉を推進する具体的な取り組みを自助、共助及び公助に役割分担し実施してきたところです。第2期計画における行政の取り組みと今後の課題等について、主なものを次のとおり整理しました。

### (1) 基本目標1 気軽に地域福祉活動に参加できる環境づくり

#### ①地域交流の場づくり

- 週一元気アップ教室や元気高齢者健やかサロン事業に取り組み、高齢者が気軽に集い交流できる機会を提供しました。
- Y&O&Aフェスタを開催し、障がい者の社会参加や交流機会の充実を図りました。
- 公民館活動を支援するため、公民館の施設整備や修繕を行い利便性の向上を図りました。また、体育館等の体育施設についても、必要な改修等を行い利用しやすいよう改善に努めました。
- 家庭教育や青少年教育、食育などをテーマにした講演会を開催し、学校や保護者、PTA関係者など多くの参加がありました。また、高齢者学級や女性学級などを毎月開催し、受講生のニーズに応じた生涯学習を推進しました。
- 年5回開催している「身になる人権講座」では、子どもの人権、性的少数者の人権など様々なテーマを取り上げ、人権に対する正しい理解と認識を深める取り組みを行いました。
- 在宅の高齢者や障がいのある人など、図書館への来館が難しい方々に対して、図書館の宅配サービスを実施しました（県内では国東市が唯一の取り組み）。

#### ②ユニバーサルデザイン\*・バリアフリーのまちづくり

- 大分交通と国東観光バスに対して路線運行経費の赤字額を補てんする補助金を拠出し、公共交通の維持に努めました。また、路線バスの運行路線ではない地域において、コミュニティバス・タクシーを運行し地域交通の確保を図りました。
- 平成26年度から市内の交通機関情報を網羅した総合時刻表を市民に配布するなど、情報提供に努めました。
- 路線バス回数乗車券綴りの購入者に対して、もう一冊同額規模の乗車券綴りを助成する制度を開始し、利用者の経済的な負担軽減及び利用促進を図りました。
- 精神障害福祉手帳所持者への交通費の助成や移動支援事業を実施しました。

- 
- 建築物、道路、公園等新設する場合にはそれぞれバリアフリー化基準への適合が義務づけられていることから、各部署においてバリアフリー化に努めました。

### ③福祉意識の醸成

- 精神障がい者フォーラムを開催し、障がいや障がいのある人への理解の促進を図りました。
- 社会福祉協議会が開催する「夏のボランティア体験月間」において、市内の学生及び社会人に夏休みを中心とした一定期間、ボランティア活動への積極的な参加を促進し、福祉意識の啓発を図りました（平成29年度実績115人）。また、「社協だより」により、ボランティアグループの紹介やイベントの周知等情報発信に努めました。
- 地区人権学習会や人権講演会等を開催し、人権教育・啓発に取り組みました。
- 毎年6月の「男女共同参画週間」において、企業・事業所を訪問し、女性の登用等について依頼しました。また、平成29年3月には高齢者・障がい者・ひとり親家庭への具体的な施策も盛り込んだ「第2次国東市男女共同参画計画」を策定しました。
- いじめ防止や生きる力、心の豊かさを育む教育として、人権8課題を中心とした授業実践を行いました。

### 【基本目標1における課題等】

- 参加・交流人口の拡大のためには、イベント等の実施にあたり、周知方法や開催時期の検討、他部署との連携等が必要と考えられます。
- 路線バス、コミュニティバス・タクシーともに利用者数が減少していますが、万一、民間路線バス事業者が撤退してしまうと、現行のコミュニティバスの運行維持も難しくなります。また、運行事業者の運転手の高齢化や減少が著しく、将来にわたって維持可能な交通網のあり方を検討していく必要があります。
- ボランティア希望者数に対して受入施設が少ないため、施設への訪問要請を実施するなど受入施設数を増やす必要があります。また、ボランティア団体の調査を行うとともに、ホームページや広報紙等において活動のPRや啓発情報の発信の充実を図っていく必要があります。
- 地区人権学習会や人権講演会への参加者が固定されており、また若年層の参加が少ないことから、取り組み方法等について検討していく必要があります。
- 「第2次国東市男女共同参画計画」に基づき、意識調査の実施、講演会・研修会等の開催を通して学習したり、人権意識の啓発を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた福祉意識の醸成を図っていく必要があります。

※ユニバーサルデザイン：P61参照

---

## (2) 基本目標2 適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり

### ①情報提供の充実

- 介護保険法の改正内容や養護老人ホームの入所案内等をホームページ等により適宜情報提供しました。また、事業者に対する事業所研修会や市民に対する公開講座、出前講座等を行い、福祉サービスの制度や施設に関する情報発信を行いました。
- ひとり親家庭への支援施策について、広報紙、ホームページ等により周知を図りました。
- 日常生活自立支援事業、生活困窮者自立支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業、(社会福祉協議会が行う)介護保険事業所の周知等を「社協だより」により情報発信しました。
- 情報の提供が困難と判断される高齢者や障がいのある人等については、必要に応じて訪問したり、窓口到手話通訳者を配置したりするなど適切な情報提供や意思疎通の手段の確保に努めました。
- パンフレット等の作成にあたっては、できるだけ文字を大きくしたり、カラー化したり、図表を用いたりしながら、サービス利用者にわかりやすい工夫を行いました。

### ②相談支援体制の整備

- 平成27年度から認知症地域推進員を配置し相談支援を行うなど、地域包括支援センターの機能充実を図りました。
- 地域包括支援センターの役割などを記載したチラシを作成し、民生委員・児童委員協議会定例会で周知するなど情報提供を行いました。また、平成29年度には民生委員・児童委員との意見交換会を実施し、具体的な相談や連携に繋げる体制整備を行いました。
- 地域子育て支援センターを設置し、利用者が誰でも気軽に子育ての相談をし、育児不安を解消できるような体制を整えました。また、ファミリーサポートセンター事業\*の準備として、地域の方々と交流活動を行いました。さらに、こども園、保育園、放課後児童クラブに対して巡回相談を行い、関係機関との連携を図りました。
- 障がいのある人や家族からの相談に応じる相談支援事業を行いました。また、障がいのある人の創作的活動、生産活動、社会との交流促進等の場として地域活動支援センター事業を実施しました。
- 保健師による乳児の全戸訪問を行い、健康状態の確認や各種相談に応じました。また、離乳食教室や乳幼児相談会、タッチケア教室等を開催しました。
- 自立支援協議会や障がい者さんあいネットを開催し、情報交換や連携に取り組みました。
- 要保護児童対策地域協議会\*を開催し、支援ケースの情報共有を図りました。また児童虐待について、保育園、幼稚園等の職員を対象とした研修会を実施しました。

- 
- 多職種による地域ケア会議を開催し情報連携を図りました。また、地域ケア会議後に振り返りを実施し、ケアマネジャー、事業所、専門職の見解を確認しました。
  - 介護保険のしくみ等について、広報紙、民生委員・児童委員協議会定例会、老人クラブやサロン等で周知を図りました。

### ③サービス利用者の権利擁護

- 成年後見制度\*について、平成27年度及び平成29年度に、民生委員・児童委員協議会定例会において説明を行いました。また平成28年度にはパンフレットを作成し、施設及び居宅向けに研修会を実施しました。さらに、平成29年度には老人福祉施設にて研修会を実施し、制度の周知・啓発に努めました。
- 日常生活自立支援事業について、広報紙やホームページ等による情報提供を行うとともに、民生委員・児童委員協議会定例会にて周知を行いました。

### ④福祉サービス事業者の育成

- 民生委員・児童委員との意見交換などを通して、福祉施策やサービス状況等適切な情報の提供に心掛けました。また、専門職による会議や多職種からなる会議を開催し、事業者の質の向上に向けた研修会を実施しました。
- 事業に合わせ公募などを行い、サービス事業者の参入を促進しました。

### 【基本目標2における課題等】

- 老人クラブの会合や民生委員・児童委員協議会定例会等を利用して情報提供するなど、さまざまな機会を通じてきめ細かな周知が必要です。また、情報提供にあたっては、ホームページや広報紙、ケーブルテレビ等各種媒体を利用して速やかに、見やすく、わかりやすい工夫をしていく必要があります。
- 地域ケア会議の機能（課題抽出・検討）を活用し、行政組織でも縦割りではなく横断的な連携を図る必要があります。
- 地域包括ケアシステム\*構築に向けた支援を展開していくには、人員の確保及び職員のスキルアップが必要です。
- 認知症高齢者が増加する一方で成年後見制度の利用者は少ない状況であり、今後判断能力の低下により生活に支障が出ると予測されるニーズの把握も十分ではありません。今後は「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、制度の周知・啓発とともに利用の促進を図るため関係部署との協議が必要です。

※ファミリーサポートセンター事業：P82参照

※要保護児童対策地域協議会：P72参照

※成年後見制度：P74参照

※地域包括ケアシステム：団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。



### (3) 基本目標3 支え合い・助け合いの地域づくり

#### ①地域の連携体制の構築

- 地域ふれあいネットワークに対する情報提供や支援を行いました。また、緊急通報システム\*の利用者見直しや民生委員・児童委員への周知を行いました。
- あんしんボタン（救急医療情報キット）の広報紙等による周知を行うとともに、民生委員・児童委員の協力を得ながら新規申込や既登録者の情報更新を行い、高齢者世帯の安心・安全な暮らしを見守りました。
- 多重的な見守りを行うため、民間事業者と連携する見守り体制（大分県孤立ゼロ社会推進プロジェクト）の構築に取り組みました。
- 保健推進員や食生活改善推進協議会、愛育班、子育てボランティアなど地域の健康づくり活動組織を支援しました。
- 地域支え合い活動支援事業を社会福祉協議会との協働で展開し、竹田津地区と上国崎地区において住民同士の支え合い活動が始まりました。
- 社会福祉協議会と連携して民生委員・児童委員協議会定例会を開催し、地域の課題や相談等の解決を図るとともに、地域の中で十分な役割を果たせるよう各種研修会への参加を促しました。また、不定期ではあるが主任児童委員、社会福祉協議会及び市による意見交換会を開催し、日々の活動における課題の解消に向けた情報共有と意見交換を行いました。
- 旧町ごとに年2回（市で年間8回）、弁護士および司法書士による無料法律相談会を開催し、市民の困りごと相談に応じました。

#### ②地域の防犯・防災体制の整備

- 毎年度当初、各区より防犯灯の要望を聞き必要個所に防犯灯を設置しました。
- 市内に「子ども連絡所」を約1,000カ所設置するなど、地域における防犯体制を整備しました。また、防犯協会や警察署等との連携を図りながら、市民の防犯意識を高めるため年間を通し啓発活動に取り組みました。
- 「国東市消費生活センター」を設置し、消費者の安心・安全を確保するため、各種相談に消費生活相談員が応じました。また、各種団体への出前講座も積極的に行いました。
- 災害時マップ及び避難場所について、ホームページや広報紙にて周知を図りました。また、防災避難訓練や区長防災士合同研修会を毎年開催するなど、防災・減災に向けた取り組みを実施しました。
- 福祉避難所\*については、平成27年度から施設職員との意見交換会を開催し、福祉避難所運営マニュアルの作成や備蓄物資等の協議を行いました。
- 高齢者や障がいのある人などが、災害時等において地域の中で支援を受けられるよう、自主防災組織や民生委員・児童委員等に対して避難行動要支援者名簿を提供し、個別支援計画の作成への協力を要請しました。

---

### ③ボランティア活動の推進

- 市内のボランティアグループやボランティア個人、NPO等の把握が十分出来ておらず、また、ボランティア活動に関する情報発信も不十分でした。

#### 【基本目標3における課題等】

- 地域ふれあいネットワークについて、地域住民の高齢化等により取り組み自体が困難だったり、同一人物が複数の役職を受け持つ結果、取り組みが不十分な地区もあります。
- 民生委員・児童委員が地域と行政とのパイプ役として活躍できるよう各種研修会への積極的な参加を働きかけるとともに、社会福祉協議会と連携しながら適切な情報提供や必要な支援に繋げるための体制づくりが必要です。また、定例会の運営の活性化を図り、委員同士の情報交換や交流を通じて活動しやすい環境づくりを推進していく必要があります。
- 無料法律相談会は弁護士や司法書士に旧町ごとに相談できるよい機会であるにもかかわらず、相談者が少ないため、より効果的な相談日の設定や周知について検討が必要です。
- 「自分の命・自分たちの地域は自分たちで守る」という自助・共助の意識を醸成しながら、地域における防災・減災体制を構築していく必要があります。また、福祉避難所においては要配慮者の受け入れが円滑に行えるよう、備蓄物資の配備をはじめとした受け入れ体制づくりが必要です。
- 避難行動要支援者名簿の仕組みを普及させ、各地域において個別支援計画の円滑な作成が図られるよう周知啓発が必要です。
- ボランティアを行っている団体や活動の把握、ホームページや広報紙等による情報発信を積極的に行い、ボランティア活動を推進する必要があります。

※緊急通報システム：P80参照

※福祉避難所：災害時に一般の避難所では避難生活が困難な高齢者や障がい者、妊産婦など、災害時に何らかの援護が必要な人たちに配慮した市町村指定の避難施設のこと。

---